

ID: 317

担当部署: 都市建設部 建築指導課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>建築の同意</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例 第4条第1項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成8年条例第1号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (市長の同意)                  第4条 建築主は、遊技場又はホテルを建築するに当たっては、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書(以下「建築確認申請書」という。)を提出する前まで又は遊技場若しくはホテルへの用途の変更をする前までに、市長の同意を得なければならない。                  2 市長は、建築主が第6条に規定する建築物の禁止区域において建築をしようとするとき、又は建築物が第7条若しくは第8条に規定する構造、設備等の基準に適合しないとき、又は協議が整わないときは、同意しないものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>30日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 1001

担当部署: 都市建設部 建築指導課

処分の概要	特定施設に関する検査		
例規名 根拠条項	福祉のまちづくり条例 第19条第1項		
例規番号	平成4年兵庫県条例第37号		
<b>【根拠条文】</b> (工事の完了の届出) 第18条 第15条(第17条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定施設の建築等の工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (特定施設に関する検査) 第19条 知事は、前条の規定による届出に係る特定施設が、特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。 2 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該特定施設が特定施設整備基準に適合していると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定める適合証を交付するものとする。  <b>【基準】</b> 根拠条文及び福祉のまちづくり条例施行規則第6条第1項の規定による。 (特定施設整備基準) 第6条 特定施設整備基準は、別表第3のとおりとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1011

担当部署: 都市建設部 建築指導課

処分の概要	特殊建築物の敷地と道路との関係における安全上支障がないことの認定		
例規名 根拠条項	建築基準条例 第4条ただし書		
例規番号	昭和46年兵庫県条例第32号		
<b>【根拠条文】</b> (敷地と道路との関係) 第4条 都市計画区域内にある次の各号に掲げる用途に供する建築物(当該各号に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が、それぞれ200平方メートル以下(第5号に掲げる用途に供する建築物にあっては、当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下)の建築物及び次条に規定する建築物を除く。)の敷地は、道路(法第42条に規定する道路をいい、法第43条第1項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)に4メートル以上接しなければならない。ただし、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。 (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場 (2) 病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍又は児童福祉施設等 (3) 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 (4) 展示場、キャバレー、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場 (5) 物品販売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)を営む店舗 (6) 倉庫 (7) 自動車車庫又は自動車修理工場(以下「自動車車庫等」という。) (8) 工場(自動車修理工場を除く。第15条第3号において同じ。)			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 1012

担当部署: 都市建設部 建築指導課

処分の概要	大規模建築物の敷地と道路との関係における安全上支障がないことの認定		
例規名 根拠条項	建築基準条例 第4条の2ただし書		
例規番号	昭和46年兵庫県条例第32号		
<b>【根拠条文】</b> (敷地と道路との関係) 第4条の2 都市計画区域内にある建築物で、階数が3以上であり、かつ、延べ面積の合計が3、000平方メートルを超えるものの敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1013

担当部署: 都市建設部 建築指導課

処分の概要	学習塾の敷地と道路との関係における安全上支障がないことの認定		
例規名 根拠条項	建築基準条例 第19条ただし書		
例規番号	昭和46年兵庫県条例第32号		
<b>【根拠条文】</b> (敷地と道路との関係) 第19条 都市計画区域内にある学習塾(主として幼児、小学生又は中学生を対象としたもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3階以上の階にその用途に供する部分を有するものに限る。以下同じ。)の用途に供する建築物の敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日